ウ　配置予定主任技術者（建築、電気、機械、土木、環境）　配置予定主任技術者については、各職種毎に示す条件をすべて満たす者であること。

①　資格

１）建築

次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　経験

ⅰ　大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者。また、実務経験には発注者の立場として技術的な業務（※２）に携わった年数を含めることができる。

ⅱ　公共工事の業務（※２）経験を有するもの。

※２「業務」とは、計画、設計、積算、施工、監理又は環境影響評価のいずれかの実務をいう。

㋑　資格　ア１）㋒と同様。

２）電気

次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　経験　ウ１）㋐と同様。

㋑　資格　ア２）㋒と同様。

３）機械

次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　経験　ウ１）㋐と同様。

㋑　資格　ア３）㋒と同様。

４）土木

次の経験及び資格のそれぞれの項目において、いずれかを有すること

㋐　経験　ウ１）㋐と同様。

㋑　資格　ア４）㋒と同様。

５）環境

㋐　経験　ウ１）㋐と同様。

㋑　資格

ⅰ　技術士（（総合技術監理部門：環境部門関連科目）、（環境部門）、（衛生工学部門）又は（建設部門：建設環境科目））

ⅱ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（建設環境部門に限る）

ⅲ　技術士補（環境部門）

ⅳ　LEED AP (Building Design and Construction)

エ　配置予定担当技術者（建築、電気、機械、土木、環境）　配置予定担当技術者については、次に示す条件を満たす者であること。

①　資格

１）建築

次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること

㋐　実績

ⅰ　同種業務：日本国内外における米軍施設に関する業務（※２）で平成23年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務。

ⅱ　類似業務：米国の公的な設計基準を用いた業務（※２）で平成23年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務。

㋑　経験

ⅰ　大学卒業後５年以上、短大・高専卒業後８年以上、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。また、実務経験には発注者の立場として技術的な業務（※２）に携わった年数を含めることができる。

ⅱ　公共工事の業務（※２）経験を有するもの。

※２「業務」とは、計画、設計、積算、施工、監理又は環境影響評価のいずれかの実務をいう。

㋒　資格

ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士又は第２条第３項に規定する二級建築士

ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士

ⅲ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）又は技術士補（建設部門）

ⅳ　１級建築施工管理技士又は２級建築施工管理技士

ⅴ　APEC Engineer (Structural)

２）電気

次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること

㋐　実績　エ１）㋐と同様。

㋑　経験　エ１）㋑と同様。

㋒　資格

ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士又は第２条第３項に規定する二級建築士

ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士

ⅲ　１級電気工事施工管理技士又は２級電気工事施工管理技士

ⅳ　技術士（総合技術監理部門：電気電子部門関連科目）又は（電気電子部門）又は技術士補（電気電子部門）

ⅴ　APEC Engineer (Electrical)

３）機械

次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること

㋐　実績　エ１）㋐と同様。

㋑　経験　エ１）㋑と同様。

㋒　資格

ⅰ　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士又は第２条第３項に規定する二級建築士

ⅱ　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士

ⅲ　１級管工事施工管理技士又は２級管工事施工管理技士

ⅳ　技術士（総合技術監理部門：機械部門関連科目）又は（機械部門）

ⅴ　APEC Engineer (Mechanical)

４）土木

次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること

㋐　実績　エ１）㋐と同様。

㋑　経験　エ１）㋑と同様。

㋒　資格

ⅰ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）技術士補（建設部門）

ⅱ　１級土木施工管理技士又は２級土木施工管理技士

ⅲ　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会１級技術者又は土木学会２級技術者

ⅳ　（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）

ⅴ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）

ⅵ　APEC Engineer (Civil)

５）環境

次の実績、経験又は資格の項目において、いずれかを有すること

㋐　実績　エ１）㋐と同様。

㋑　経験　エ１）㋑と同様。

㋒　資格　ウ５）㋑と同様

オ　配置予定技術員（建築、電気、機械、土木、環境）　配置予定技術員については、２年以上の実務経験を有するものとする。

⑻　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑼　業務実施体制の妥当性　業務の分担について、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。

①　再委託の内容が、主たる部分の場合

②　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

③　共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合